

社会福祉法人幸のきずな 役員報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人幸のきずな（以下「当法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事および監事）および評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬等の支給) 第3条 役員等には、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。(1) 常勤理事（継続かつ定期的に就業する者）については、報酬および退任慰労金を支給し、賞与は支給しない。

(2) 上記(1)に定める以外の役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退任慰労金は支給しない。

2 常勤理事に対する退任慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の額の算出方法) 第4条 常勤理事に対する報酬の額は、当法人の資産および収支の状況並びに民間の給与水準を考慮し、評議員会の決定を経たうえで、次の各号のより報酬等の区分に応じて支払うものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退任慰労金については、別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 常勤理事が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、施設長の旅費に相当する額を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法) 第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号により報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、施設長の交通費・宿泊料に相当する額を支給する。
- (2) 報酬については、別表3に定める額を支給する
- (3) 公務員、国会議員、地方議員その他公職にあるものには支給しない

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬については、これを支給しない。

(報酬等の支給方法) 第7条 常勤理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号により報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日にあたる時、その前日に繰り上げるものとする。

(2) 退任慰労金については、任期の満了、辞任または死亡により退職した後1か月以内に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合にはその金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算) 第8条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤理事が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日および土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。4 本状第2項の規定にかかわらず、常勤理事が死亡によって退任した場合、その月まで報酬を支給する。

(端数の処理) 第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数処理についてはこれを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表) 第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則) 第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、令和1年6月23日より施行する。
この規定は、令和5年3月5日より施行する。

別表1（常勤理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額600,000円～1,000,000円の間で評議員会の定める額
業務執行理事	月額300,000円～600,000円の間で評議員会の定める額

別表2（常勤理事の退任慰労金算定式）

$$\text{在任期間中の報酬平均月額} \times \text{在任年数} \times \text{係数} (1.0 \sim 2.0)$$

※報酬平均月額＝在任期間中、各年度に支給された役員報酬の1/2の額を各年度単位で合算し、在任期間の年数で除した額とする。

在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上のときは切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。また、係数については評議員会で決められた数字とする。

別表3（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	報酬の額
評議員会への出席及び法人及び施設業務のための出勤	年額10,000円

(2) 理事

	報酬の額
理事会への出席及び法人及び施設業務のための出勤	年額10,000円

(3) 監事

	報酬の額
理事会への出席及び法人及び施設業務のための出勤	年額10,000円